

政策推進の 課題を考える

この度、神道政治連盟は結成五十年の記念事業の一環として、本連盟が掲げる重要な政策の、これまでの主な経過と現状の課題、また将来への展望についてまとめた記念冊子を発行いたしました。本連盟会員をはじめ、多くの方にご一読いただければ幸いです。



神政連結成五十周年にあたって

政策推進の 課題を考える

神道政治連盟

目次のご紹介

- 第一章 皇室の尊厳護持運動
- 第二章 憲法改正運動の推進
- 第三章 教育正常化運動の推進
- 第四章 首相・閣僚ら公人による靖国神社参拝問題
- 第五章 家族問題・少子化問題を考える
- 第六章 米と農業・農政の問題



本冊子をご希望の方は、神道政治連盟中央本部まで、ご一報ください。※冊子は送料も含め、無料で頒布しております。

神政連レポート意 N〇・二一二 発行日 令和二年十月二十日 / 発行 神道政治連盟

神政連は
結成五十周年を
迎えました。

特集

いま目の前の危機

神政連レポート

—こころ N〇・二一二—

- ▼憲法改正の歩みを止めることなく
- ▼保守団結の会の設立
- 今後の政策課題—
 - ▼明かされた歴史の真実
 - 「産業遺産情報センター」の展示から
 - 神政連が取り組む課題

憲法改正の歩みを止めることなく

八月二十八日の

安倍前総理辞任

表明は、国内外に

大きな衝撃を与え

ました。



神道政治連盟総務会長
黒神 直大

病の悪化は、感染症対策に不休であたられた影響も少なくなかったことでしょう。将に命がけで激務に臨んでおられたのだと驚きました。

連続在職日数が歴代総理最長となる七年八ヶ月に亘つて我が国を牽引した総理に、国民から多くの慰労と感謝の声も寄せられ、辞任表明後の

共同通信の調査では安倍内閣の評価は二〇ポイントも上昇し、朝日新聞の調査では評価するという回答が七一%にも及びました。内閣の足を引っ張ることに躍起だつた野党やマスコミの執拗な口

撃にも拘らずこうした評価がなされたことに、国民の良識を垣間見た思いでした。
我々神道政治連盟は、安倍前総理に国会議員懇談会の会長をお務め戴いております。これまでの総理としてのご労苦を心からご慰労すると共に、本会の活動に並々ならぬ支援を戴いてきたことも深く感謝の意を表する次第です。そして引き続き、安倍会長の下に国家観・歴史観を共有する保守派議員が集結し、神政連の取り組むべき諸課題に共に挑んで戴きたいと願うところであります。



儀に参列された時のお姿、伊勢志摩サミットで各

国首脳を神宮の奥深くへご案内された時のお姿、また令和の御代替りで天皇陛下へ寿詞を奏上された時のお姿などです。

こうした国家の重大な儀式・行事が滞りなく行われてきたのも、安倍内閣の下であつたからだと、改めて感じるところです。そして様々な機会に、神々を祀り皇室を戴く日本の国柄を世界に発信されたことは、我が国にとつても斯界にとても大きな財産となつたのではないでしょうか。

また、外交、防衛、経済と様々な分野で実績を残されました、「憲法改正」を政治課題に掲げ「戦後に終止符を打つ」との信念で、改憲に必要となる三分の一の議席獲得を実現したのは、歴代総理誰もが為し得なかつたことでした。道半ばでの辞任は残念でなりませんが、これまでの憲法改正への歩みを止めることがあつてはなりません。安倍内閣を継承する菅新内閣には、休止状態の

を有言実行してほしいと願います。

◆ ◆ ◆

これまで推進派は「安倍総理の下でなければ改憲は出来ない」と咳き、反対派は「安倍総理の下では改憲させない」と抵抗してきましたが、当の安倍総理は「憲法改正の主役は国民」と一貫して発言されてきました。国民の意志が何より大切であると訴えられてきました。これからも、国会における憲法論議と国民運動による世論喚起を両輪として、憲法改正の実現に向けて神道政治連盟も一層の取り組みを進めてまいります。

今後とも、会員諸兄には、引き続き賛同者の拡大にご協力戴きますと共に、今年もしくは来年には行われる衆議院選挙において改憲勢力を維持するためにも、改憲推進の国会議員を全国でしっかりと応援して戴くことをお願いする次第です。

いま目の前の危機－わが国が成すべきこと－

金沢工業大学虎ノ門大学院教授
元海将

伊藤俊幸

中国の巡視艇は軍艦を白く塗った存在

新型コロナウイルスを世界中に蔓延させたにもかかわらず、東シナ海や南シナ海への海洋進出など中国共産党の強硬な対外政策は目に余るものがあります。

五月初旬、中国海警局の巡視艇が尖閣諸島領海内で日本漁船を追尾したことは、ご承知のとおりです。その後も接続水域に居座り、その日数は一〇〇日間を越えました。更に南シナ海で中国巡視艇は、ベトナム漁船に意図的に衝突・沈没させ、同時に南シナ海のスプラトリー諸島とパラセル諸島をそれぞれ南沙区と西沙区という行政区にするなど、中国共産党指導部は、実力行使に加え行政手段も使い、東シナ海と南シナ海の領有権の既成事実化を図っています。

中国巡視艇に「武器を使用」できない海上保安庁

中国巡視艇に直接対峙している海上保安庁は、

「海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧すること」を任務とする組織です。捜査をして鎮圧するため「武器の使用」も可能です。この「武器の使用」とは、「犯人の動きを止めるため」や「海上保安官の生命や身体を守るため」に機銃やけん銃を使うことをいいます。

一方、海上自衛隊の艦艇が防衛大臣から「海上警備行動」が命じられた場合、「警察的活動」の範疇で行動しますが、海上保安庁巡視艇より少しは武器が使えるようになります。自衛隊法には、海上保安庁とは異なり「武器等を防護するための武器使用（自衛隊法第十七条）」が認められており、先の海上保安庁法のように「外国の軍艦を除く」という規定はありません。したがって、尖閣諸島で不測の事態が起きた場合は、海上保安庁から海上自衛隊にいかにスムーズに移行できるかが重要なポイントになってくるのです。

海上自衛隊は一定の対処はできるが…

海上保安庁法第二十条では、「警察官職務執行法第七条の規定を準用するとともに、船舶の進行停止を繰り返し命じてもこれに応じず、抵抗し、逃亡しようとすると武器を使用する」と規定されています。ところがその対象船舶の一つは、「外国船舶（軍艦及び各國政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。）」と思料される船舶」とされ、外国の軍艦や巡視艇は対象外になっているのです。わかりやすくいと「外国の商船や漁船などの犯罪者は武器をつかつて鎮圧するが、相手が軍艦や巡視艇の場合には、悪いことをしていても武器を使ってはだめ」というのです。

これら海上における警察的活動を一手に引き受けているのが中国海警局という組織です。元々経済官庁の下にあつた組織ですが、二〇一八年からは武装警察隸下に転属し共産党中央軍事委員会の直接指揮を受けるようになりました。つまり軍が指揮する警察に変貌し、巡視艇とは名ばかりの「白く塗った軍艦」というべき存在になったのです。

そのため軍艦並みに大型化・武装化され、日本漁船を追尾した巡視艇も海自護衛艦とほぼ同じ大きさの五千トンクラスでした。今や尖閣諸島には、四隻の大型巡視艇が常時配備されており、これが二手にわかれて行動し、中国海軍軍人の指導の下、長期行動ができるようになつたのです。

しかしこの「武器等防護」のための「武器の使用」も、あくまで自己保存のための自然権的権利

であり「武力の行使」に当たらない、と法解釈されています。この「武力の行使」という用語は、「物の破壊や人の殺傷を目的」に武器を使うことをいいます。このように「武器の使用」と「武力の行使」という用語は、法律上も運用上も、日本では厳格に使い分けられています。

その結果、中国海警局巡視艇は、軍の指揮下にある警察機構として、何のてらいもなく海上保安庁巡視艇や海上自衛隊の自衛艦に「武力の行使」をしてくるのに対し、海上保安庁は「退去命令などの伝達」、海上自衛隊は「武器を使つた威嚇射撃」しかできないということになつてしまっているのです。

平時における活動は、 全て警察行動として解釈する日本

本年初頭から海上自衛隊は、中東に自衛艦が派遣され、日本関係船舶の安全に資するための活動を続けています。防衛省設置法の「調査研究」という任務で派遣されており、もし日本関係

船舶が襲われそうになった場合には、自衛隊法の「海上警備行動」が命令されるという形になっています。

一方、イラン革命防衛隊の小型ボートが自衛艦に発砲した場合、これは軍艦から軍艦への攻撃となります。国際法上軍艦は、国家そのものとしての地位が与えられていますから、イラン革命防衛隊の発砲は、犯罪者による犯罪行為ではなく、國家としてイランが日本に「武力の行使」をしたと国際法上は解釈されることになります。したがってこれに自衛艦が反撃すれば、「自衛権の行使」をしたことになり、「警察的行動」や「正当防衛・緊急避難」ではないと解釈されるのです。

つまり法理論上は、「海上警備行動」ではなく、日本政府は「防衛出動」を下令しなければならないということになるのですが、それではいきなり有事になってしまいます。国際社会に「日本とイランは国対国の戦争を始めるのか?」と誤解をされかねません。

因みに先述した海上保安庁法二十条「武器の使

用」で、外国船舶から「軍艦や巡視艇」が除外されているのも、「警察的活動」の範疇を越えるためなのでしょう。

「自衛権の行使」を明確にするため必要な憲法改正

一方国際的には、平時において不法行為をはたらく他国の軍艦に対し軍艦は「自衛権行使」できます。その判断はR.O.E(武器使用基準)という大統領や首相が決裁した基準に基づいて行われ、「武器の使用」から「武力の行使」まで平時において可能なのです。一九八〇年代に不明潜水艦が領海侵犯したとしてスウェーデン海軍が掃討作戦をしましたが、当時ソ連とスウェーデンは、国家間の戦争はしていません。このような国家間紛争ではない「マイナーな事態における自衛権」について日本はあいまいなままなのです。そして日本は、「軍艦や巡視艇」といった他の国家組織が、「平時」において「不法行為をした場合、対処できない」国になつているのです。

これは日本国憲法が、「自衛権の行使」を明文

化していないからです。そのため国会答弁もあいまいになり、平時における自衛隊などの活動にかかる国内法は、すべて「警察的活動」に限定するようを作られているのです。

憲法改正というと、すぐ「戦争できるようになるな」といわれますが、そうではありません。現代社会では、ある国が他国をいきなり侵略する行為、いわゆる戦争は全て悪であり、それは国連憲章上の違法行為です。「宣戦布告」という用語も十五年前から存在しません。中国や北朝鮮もいきなり他国を侵略する国対国の戦争はできません。仕掛けてくるとすれば「国内問題」という理屈をつけるしかないのでです。

しかし、事前通告せずにミサイルを日本側に発射する国があり、海上での巡視艇どうしの小競り合いや小島に上陸するといった不測の事態は現実に起きているのです。そしてこれらの事態に正しく対応できなければ「国民の安心・安全」を維持できません。だからこそ、憲法改正は必要なのです。

保守団結の会の設立 — 今後の政策課題 —

神道政治連盟国議員懇談会事務局長代理
衆議院議員
城内 実

【未曾有の国難にある日本】

我が国は、万世一系の皇統のもと、いくたびの国難を乗り越え、発展してきました。これは、天皇陛下が国家国民の安寧と繁栄を常にお祈りくださっていると同時に、国民が生活の中心に皇室と神社を据え、敬神崇祖尊皇愛國の心を持ち続けてきたからこそであると確信しております。

この、世界にも比類なき国柄が連綿と続く背景には、先人たちによる大変な努力が存在しており、現代に生きる私たちも同様に、我が「日本」を子々孫々へ守り伝える責務があるのであります。

現在我が国は、武漢発の新型コロナウイルス感染症拡大や中華思想による覇権主義、朝鮮半島における無秩序などかつてない脅威の中にあります。国内に目を轉じれば、不十分な基本的知識に基づく女性天皇容認論、

夫婦別姓導入論、そして遅々として進まぬ憲法改正審議など、日本の国柄は危機に直面しております。

【保守団結の会設立】

この未曾有の国難にあたり、生ある限り我が祖国に尽くし難局を乗り越えるべく、保守主義を信奉する中堅・若手自民党国會議員が相集い、令和二年六月二十五日、「保守団結の会」を設立いたしました。

高鳥修一衆議院議員と赤池誠章参議院議員が中心となり設立し、私も声をかけられ代表世話人の一人を務めております。現在会員数は、四十四名としています。設立総会では、櫻井よしこ先生を講師に招き、日本が国家としていかにあるべきかお話を頂きました。また、打田文博神道政治連盟会長もかけつけてくださいり、不易流行、保守の本質の重要性についてお話を頂きました。

私たちは、左記の通り政綱を定め、活動を行っております。

◆保守団結の会 政綱

- 一、我が国の歴史と伝統文化を尊重し、皇室の尊厳と皇統を護持する。
- 二、英靈の慰靈と顯彰のため、靖國神社や護国神社等を参拝する。
- 三、我が国の自由と独立、国民の暮らしを護るために、現行憲法の自主的改正を行う。
- 四、安全保障は国家の基本であり、価値観を共有する諸国と連携し、外交と防衛、経済、情報力を強化する。
- 五、新自由主義的経済政策を乗り越え、積極的な財政と金融政策を実行する。官民の危機管理能力を高め、サプライチェーン（供給網）の国内回帰と多国化を推進しつつ、貿易を盛んにする。そして、内需を拡大して、国民の雇用を安定させ、所得の向上を図る。
- 六、自助・共助・公助の均衡に基づき、働く意義の上に、医療・福祉の維持向上、少子化の克服、健康寿命の延伸を目指す。
- 七、我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、公徳心をもち、豊かな人間性と創造性を備え、心身ともに健康な国民を育成するとともに、伝統的な家族制度を堅持し、地域社会を振興する。

令和二年六月二十五日

保守団結の会 同志一同

◆これまでの主な活動内容

七月 一日

岸田文雄政調会長
(当時)へ申し入れ
「我が党は香港問題
で党声明を出すべき」

七月 某日

産業遺産情報セン
ター視察

八月 四日

首相官邸、岸田文雄
政調会長(当時)へ申
し入れ
「旧朝鮮半島出身労
働者問題について国
際法違反の資産現
金化の際は韓国制
裁を」

「靖国神社の英靈に
誓う」

八月十五日

靖国神社参拝



保守団結の会 靖国参拝 集合写真



保守団結の会 設立総会 集合写真

【諸課題に立ち向かう認識の出発点】

保守団結の会の政綱第一項では、「我が国の歴史と伝統文化を尊重し、皇室の尊厳と皇統を護持する」と定めています。

我が国が我が国たりうるのは、天孫降臨ののち、神武天皇を初代として天壤無窮万世一系の皇室をいただいているからです。これを失えば、万邦比類なき「日本」とは言えないでしょう。我が国に山積する諸課題に立ち向かう認識の出発点は全てここにあり、あらゆる議論の礎となるものです。この認識を広く語り、理解をしてもらわなければ、諸課題に関する国民論議はおよそ舍本逐末なものにならざるをえません。

◆ 皇位継承問題

新型コロナウイルス感染症拡大で政府による検討が延期されている皇位継承の問題は、まさに我が国の国柄の根本に関わる問題であり、慎重に慎重を重

ねなければなりません。昨年の九月に行われた、NHKによる皇室に関する意識調査では、「女性天皇」賛成が七十四%、「女系天皇」賛成が七十%とあります。また、「女系天皇」の意味を理解していないのです。皇室に対する基本的知識が不十分な世論によつて皇位継承の問題が左右されるようなことがあってはなりません。

また、自民党国会議員の中でも、男女平等や女性の人権を引き合いに女系天皇を認める論調があります。読者諸兄はご存じの通り、皇位継承は女性の権利や人権とは全く無関係なものです。天皇は一般国民とは異なり、憲法で保障された基本的人権は享受できず、国事行為や納税など多くの義務を負っています。天皇は人権と次元の異なるものであり同一の基準で語られること自体が誤りなのです。私たちはこうした真実を語り、初代神武天皇から百二十六代、二千六百八十年にわたり続いてきた皇統を守り伝えなければなりません。

◆ 夫婦別姓をめぐる問題

夫婦別姓をめぐる問題は、日本人の家族制度、社会のあり方に関する問題です。日本人にとって姓は家族の呼称であり、選択制であれ別姓を制度として認めてしまえば、それはすなわち家族の喪失、家族制度の崩壊を意味します。伝統的な家族制度の崩壊が社会に与える影響や通称使用を認める法改正などの代替手段を検討もせず別姓を推進する人たちは、もはや別姓を認めること自体が目的化したイデオロギーと言わざるをえません。

夫婦別姓については、軽率に判断すべきでなく、充分に時間をかけて本質的な議論を慎重に行うべきです。

◆ 憲法改正

今年の通常国会では、改正案の審議を行わない自由討議を衆議院憲法審査会で開いただけで、参議院憲法審査会では一度も審議しておりません。怠慢のそりを免れぬことであり、国民の負託を受けた国會議員が議論を進めることは義務です。ここでも、憲

法を変えないことが目的化しているイデオロギーが散見されます。

我が国を取り巻く状況は、安全保障はもちろん、経済や環境、教育にいたるまで、現行憲法が施行された昭和二十二年から大きく変化しております。

昭和二十一年、占領下で制定された憲法を、今を生きる私たちが国家国民の繁栄と安全を確保することを目的に改めるのは当然のことです。諸外国は状況に応じて柔軟に憲法改正を行っています。

【時代に適さぬものを改め、維持すべきものを護る】

我が国が直面している課題において、手段、社会変革の目的化が往々にして見受けられます。本来社会変革は、国家国民に資する目的達成の手段でしかなく、それが真に国家国民のための変革なのかの大本が忘れ去られてはなりません。

過去現在未来の国民の視点に立ち、祖国のため、祖先から継承した我が「日本」を子子孫孫へ守り伝えるため、時代に適さぬものののみを改め、維持すべきものを護るべく私たちは全力を尽くしてまいります。

明かされた歴史の真実～「産業遺産情報センター」の展示から～

平成二十七年七月、ユネスコの世界文化遺産に登録をされた「明治日本の産業革命遺産」について、本年六月十五日、政府は三月に開設された「産業遺産情報センター」（東京都新宿区）の一般公開を始めました。

明治日本の産業革命遺産は、九州地方と山口県を中心に、八県十一市にまたがる二十三の遺産群で構成されています。この点、産業遺産情報センターでは、これら産業遺産群の紹介に加えて、十九世紀半ばから二十世紀の初頭にかけ、製鉄・製鋼などの重工業分野において、我が国が急速に産業化をはたした経過を「搖籃の時代」「造船」「製鉄・製鋼」「石炭産業」の四つに区分し時系列で解説しています。しかし、産業遺産群の一つである長崎県の「端島炭鉱」（※以下「軍艦島」と記す）に

ついては、世界文化遺産登録に関する審議の段階から、韓国は「意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者」がいたと批判を展開、現在も国際社会に対して我が国を不当に陥れる喧伝を繰り返しています。

旧朝鮮半島出身労働者を巡る韓国最高裁の不当な判決と悪化する日韓関係

平成三十年十月三十日、旧朝鮮半島出身労働者の四人が日本製鉄を相手取り損害賠償を求めた訴訟について、韓国大法院は、原告の損害賠償請求権は「反人道的な不法行為を前提とする強制労働被害者の日本企業に対する慰謝料請求権」であるとの判断を示しました。無論、個人分を含む請求権については、昭和四十年十一月十八日発効の「財産及

び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（日韓請求権協定）にもとづき「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が（中略）完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認」しており、日本政府も当然この立場に立っています。国際的な約束事を一方的に反故にする韓国大法院の判決は、史実にもとづかない不当な判断といわざるを得ません。判決以降、日本政府は韓国政府に対して、幾度にわたり「適切な措置」を講ずるよう求めてきましたが、韓国政府は「日本政府はもう少し謙虚な姿勢を示さなければいけない」と反発し、応じる姿勢は全く見せていません。

また、本年八月四日には、韓国大法院の確定判決を受け、原告らの申請により進められていた、日本製鉄の韓国国内の資産の現金化（売却）手続きが可能となりました。政府は、日本企業の資産売却は断固容認しないとの立場から、資産が現金化された場合には「対韓制裁」に踏み切る可能性も示唆して

います。一方、韓国の文在寅大統領は、本年八月十五日に開かれた韓国の「光復節」の記念式典において、旧朝鮮半島出身労働者問題の解決に向け、「日本政府と向き合う準備ができる」と述べていますが、これまでの韓国の不当な言動からみられるように、悪化した日韓関係回復の目途は未だ立っておらず、現在も予断を許さない状況が続いている。

旧朝鮮半島出身者への強制労働はなかつた！

産業遺産情報センターでは、当時の軍艦島の状況等について、実際に生活をしていた人々の証言などを紹介しています。

例えば、父親が炭鉱で働き、幼少期を軍艦島で過ごした在日韓国人二世の鈴木文雄さんはインタビューで、当時、朝鮮人であることを理由にいじめがあつたかとの質問について、「周囲の人とか、いろんな方から可愛がられたことはあるけど、指差され「あれは朝鮮人ぞ」とか、まったく聞いたことがない」と答えています。また、軍艦島での生活の感想については、「周囲の方たちはみんないい人でね。悪

い負のイメージはありません」と証言しています。さらに、展示では労働者に対し支払われていた給与について、当時の給与明細等が公開されています。その金額は、現在の価値で月額約二十万円程度であり、当時の一般職と比較しても高い水準の金額です。もちろん、朝鮮人ゆえに給与面で差別的な扱いを受けた、ということもなく、労働者に対しては、相応の金額が平等に支払われていました。また、労働内容についても、日本人だけが楽をして韓国人には厳しい労働を：なんていうことも当然ありませんでした。

以上のように、当時の様子からは韓国が主張するような強制労働や差別的扱いなど「反人道的な不法行為」がなかったことは明らかです。むしろ、好待遇ゆえ、多くの朝鮮人が出稼ぎのために自ら軍艦島にわたり労働に従事していた記録も残っています。一時期は朝鮮人の募集が殺到し、受け入れに規制がかかることもあつたようです。

旧朝鮮半島出身労働者への強制労働があつたとする、一昨年の韓国大法院判決から見られるよう

神政連が取り組む課題――最近の動向――



終戦七十五年・靖國神社

去る八月十五日には七十五回目の終戦記念日を迎えました。終戦から七十五年と長い年月が経過し、先の大戦の戦没者遺族らでつくる「日本遺族会」も、支部にあたる都道府県遺族会の会員数がこの十年間で、少なくとも四割近く減少していましたことが、産経新聞の調査で分かりました。また、会員の高齢化も進み、先の大戦の記憶をいかに継承し戦没者の慰靈・顕彰をどのように行っていくかは、今日の大きな課題の一つといえましょう。

そのような中、本年の終戦記念日には、小泉進次郎環境大臣をはじめ、萩生田光一文部科学大臣、衛藤晟一領土問題担当大臣、高市早苗総務大臣の四閣僚が、翌十六日には、西村康稔経済再生担当大臣が参拝し、終戦記念日の閣僚参拝は四年ぶりに復活をしました。とりわけ、衛藤大臣は参拝後、中韓の反発が予想されるとする記者団からの質問に対して「中国や韓国から言わることではない」と明快に答えています。また、昨年に続き、安倍首相は靖國神社の参拝を見送り、高鳥修一自民党総裁特別補佐を通じて私費で玉串料を

に、これまで韓国の方針的な主張が、あたかも事実としてわが国で流布されてきたことは否めません。この点、歴史を改めて考察する上で、産業遺産情報センターで展示されている元島民の証言などは、歴史の真実に一步近づく価値あるものといえるのではないかでしょうか。私たちは冷静に歴史の真実に向き合い、国際社会に訴えてゆくことが大切です。

韓国政府は同センターの軍艦島に関する展示を巡り、「徵用自体を否定する証言や資料を展示するなど約束を守っていない」と展示内容を批判する声明を発表、軍艦島をはじめ産業遺産群の世界遺産登録取り消しを主張しています。

政府は一貫して、展示は適切であると反論しており、本連盟では引き続き、我が国の名誉と信頼を損ないかねない歴史認識の問題について、政府の毅然とした対応を支持するとともに、今後の動向を注視し情報収集と発信に努めて参ります。

十月二十日現在、産業遺産情報センターの視察は「完全予約制」となっています。見学を希望される場合は、同センターホームページから「オンライン予約」を選択し、手続きを行って下さい。

※大臣等の肩書については、当時のものです。